

遊漁規則の変更について

漁業法抜粋

(遊漁規則)

第170条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員（漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員）以外の者のする水産動植物の採捕（次項及び第五項において「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の遊漁規則（以下この条において単に「遊漁規則」という。）には、次に掲げる事項を規定するものとする。

- 一 遊漁についての制限の範囲
- 二 遊漁料の額及びその納付の方法
- 三 遊漁承認証に関する事項
- 四 遊漁に際し守るべき事項
- 五 その他農林水産省令で定める事項

3 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かななければならない。

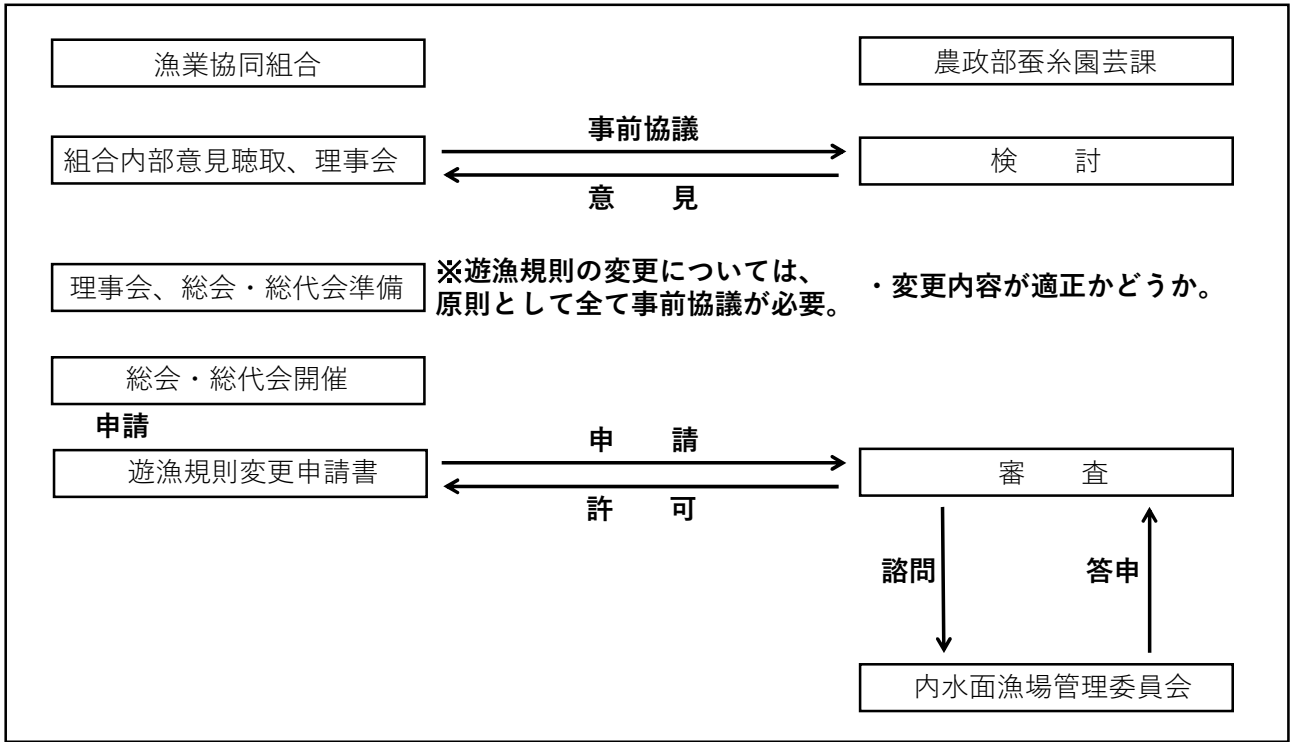
5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。

- 一 遊漁を不当に制限するものでないこと。
- 二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

6 都道府県知事は、遊漁規則が前項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その変更を命ずることができる。

7 都道府県知事は、第一項又は第三項の認可をしたときは、漁業権者の名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

8 遊漁規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。



遊漁規則認可等審査基準

令和5年7月
群馬県農政部蚕糸園芸課

第五種共同漁業の免許を受けた者が、漁業法第170条第1項に基づき定める遊漁規則（以下、「規則」という。）の知事の認可又は同条第8項に基づく変更の認可に係る審査基準は以下のとおりとする。

（規則に規定すべき事項）

- 1 次の各事項が規定されていること。（漁業法第170条第2項及び漁業法施行規則第57条）
 - （1）遊漁についての制限の範囲
 - （2）遊漁料の額及びその納付の方法
 - （3）遊漁承認証に関する事項
 - （4）遊漁に際し守るべき事項
 - （5）漁場監視員に関する事項
 - （6）違反者に対する措置に関する事項

（規則の内容）

- 2 遊漁を不当に制限するものでないこと。（漁業法第170条第5項第1号）

（遊漁料の額）

- 3 次の各項の範囲内で、遊漁料の額が当該漁業権にかかる水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。（漁業法第170条第5項第1号）
 - （1）年間の遊漁料金は、当該漁協の行使料の130%以内とする。
 - （2）日間の遊漁料金は、年間の遊漁料の25%以内とする
 - （3）当該遊漁する場所において、漁場監視員に遊漁料を納付する場合は、該当する魚種・漁法の日間の遊漁料の50%以内を現場加算金として設定する事ができる。ただし、複数の遊漁証取扱所及びオンラインシステムにおいて遊漁者が任意の時間に遊漁料金を納付できる場合は、該当する魚種・漁法の日間の遊漁料の100%以内を現場加算金として設定することができる。

（その他）

- 4 遊漁規則の制定及び変更を希望する場合は、県と事前協議をしたうえで、総会（又は総代会）の決議を経ることとする。

1 利根漁業協同組合

1 利根漁業協同組合遊漁規則の主な変更内容

(1) 第四条の変更（漁具・漁法の制限）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- ① 投網・かすみ網を制限する区域の見直し

イ 変更理由

- ① 友釣り遊漁者と投網・かすみ網遊漁者間のトラブル防止のため

(2) 第八条の変更（遊漁料の額及び納付の方法）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- ① 中学生を対象とする遊漁料金の見直し

イ 変更理由

- ① 中学生を無料とすることで、新規利用者の参入を促進するため

利根漁業協同組合遊漁規則の変更（案） 新旧対照表

変更（案）				現行			
（漁具・漁法の制限） 第四条 【省略】 2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法は、イ欄の魚種をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。				（漁具・漁法の制限） 第四条 【省略】 2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法は、イ欄の魚種をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。			
ア 漁具・漁法	イ 魚種	ウ 区域	エ 期間	ア 漁具・漁法	イ 魚種	ウ 区域	エ 期間
【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】
投網 かすみ網	全魚種	<ul style="list-style-type: none"> 綾戸ダム堰堤上流端350m地点から湯桧曾川合流点までの利根川 利根川合流点から寺久保橋下流端までの薄根川 関越道橋脚上流堰堤から門前橋上流端までの薄根川 	1月1日から組合が定める日時まで	投網 かすみ網	全魚種	<ul style="list-style-type: none"> 綾戸ダム堰堤上流端350m地点から湯桧曾川合流点までの利根川 利根川合流点から門前橋上流端までの薄根川 <p>【新規】</p>	1月1日から組合が定める日時まで

		上記の水域を除く漁場全域	1月1日から 12月31日まで
【省略】	【省略】	【省略】	【省略】

(遊漁料の額及び納付の方法)

第八条 【省略】

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
中学生	全魚種	徒手採捕 手釣 竿釣 たも網 置針	1年	無料
【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】

(附則)

1 この規則は令和6年3月1日から施行する。

【削除】

		上記の水域を除く漁場全域	1月1日から 12月31日まで
【省略】	【省略】	【省略】	【省略】

(遊漁料の額及び納付の方法)

第八条 【省略】

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
中学生	アユを除く 魚種	徒手採捕 手釣 竿釣 たも網 置針	1年	300円
【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】

(附則)

1 この規則は令和5年9月1日から施行する。

2 この規則施行前に令和4年2月14日付け群馬県指令蚕園第201-2号で認可された利根漁業協同組合遊漁規則(共第1号及び共第15号第五種共同漁業権)により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効

2 阪東漁業協同組合

1 阪東漁業協同組合遊漁規則の主な変更内容

(1) 第七条の変更（遊漁料の額及び納付方法）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- ① 投網・かすみ網を使用できる期間1日の遊漁証の廃止
- ② ①に伴う現場加算金の廃止
- ③ 中学生と高校生を対象とする遊漁料金の見直し

イ 変更理由

- ① 利用実態がないため
- ② 同上
- ③ 中学生料金を無料とすることで、新規の参入を促進するため
高校生料金の「アユを除く魚種」を対象とする料金が全魚種を対象とする料金に比べ極端に低く調整されているため

(2) 第八条の変更（特設釣り場に関する事項）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- ① 中学生と高校生を対象とする遊漁料金の見直し
- ② 漁具・漁法の制限の見直し

イ 変更理由

- ① 中学生料金を無料とし、高校生の料金も引き下げることで、新規利用者の参入を促進するため
- ② シングルフックの複数本使用を禁止し、魚をむやみに傷つけないようにするため

阪東漁業協同組合遊漁規則の変更（案） 新旧対照表

変更（案）				現 行			
<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁承認証取扱所（以下「遊漁証取扱所」という。）又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときは次の表のとおりとする。ただし、期間1年の遊漁料は4月30日までに納付するものとし、それ以外の期間に納付するときは、次の表の遊漁料に1,000円を加算した額とする。また、期間1日の遊漁料について第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種の場合は3,000円、【削除】アユを除く魚種の場合は2,000円を加算した額とする。なお、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとする。</p>				<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁承認証取扱所（以下「遊漁証取扱所」という。）又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときは次の表のとおりとする。ただし、期間1年の遊漁料は4月30日までに納付するものとし、それ以外の期間に納付するときは、次の表の遊漁料に1,000円を加算した額とする。また、期間1日の遊漁料について第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種の場合は3,000円、同じく全魚種（投網、かすみ網を含む）を含む場合は4,000円、アユを除く魚種の場合は2,000円を加算した額とする。なお、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとする。</p>			
魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料	魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
全魚種	徒手採捕	1日	3,000円	全魚種	徒手採捕	1日	3,000円
	手釣・竿釣				手釣・竿釣		
	すくい網	1年	11,000円		すくい網	1年	11,000円
	釜（うけ）・置針・やす				釜（うけ）・置針・やす		
同 上	【削除】	【削除】	同 上	1日	4,000円		
	投 網	1年	15,000円	投 網	1年	15,000円	
	かすみ網			かすみ網			
【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
中学生	全魚種	徒手採捕 手釣・竿釣 釜(うけ)・置針 やす・すくい網	1年	無料
	【削除】	【削除】	【削除】	【削除】
高校生	全魚種	徒手採捕 手釣・竿釣 釜(うけ)・置針 やす・すくい網	1年	5,000円
	アユを除く魚種	同上	1年	2,000円
【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
中学生	全魚種	徒手採捕 手釣・竿釣 釜(うけ)・置針 やす・すくい網	1年	5,000円
	アユを除く魚種	同上	1年	300円
高校生	全魚種	徒手採捕 手釣・竿釣 釜(うけ)・置針 やす・すくい網	1年	5,000円
	アユを除く魚種	同上	1年	350円
【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】

(特設釣り場に関する事項)

第八条 【省略】

2 前項の区域及び期間で遊漁をしようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表の料金を特設釣り場遊漁証取扱所において納付する。なお期間の欄の1日とは、納付日の8時から16時までとする。

魚種	期間	区分	遊漁料
ニジマス	1日	中学生の者	無料
		高校生の者	500円
		【省略】	【省略】

3 【省略】

4 第1項の区域および期間において遊漁する際は、**シングルフックを1本(1本針を1本)** かつバーブレスフック(返しのない針又は返しを潰した針)を使用しなければならない。

5 第1項の区域および期間において遊漁する際は、他区間から魚の持ち込みを禁止し、ビクその他の魚を収容できるものの持ち込みをしてはならない。

(特設釣り場に関する事項)

第八条 【省略】

2 前項の区域及び期間で遊漁をしようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表の料金を特設釣り場遊漁証取扱所において納付する。なお期間の欄の1日とは、納付日の8時から16時までとする。

魚種	期間	区分	遊漁料
ニジマス	1日	【新規】	【新規】
		中学生以下の者	500円
		【省略】	【省略】

3 【省略】

4 第1項の区域および期間において漁業する際は、**シングルフック(1本針)** かつバーブレスフック(返しのない針又は返しを潰した針)を使用しなければならない。

5 第1項の区域および期間において漁業する際は、他区間から魚の持ち込みを禁止し、ビクその他の魚を収容できるものの持ち込みをしてはならない。

第八条の二 【省略】

2 前項の区域及び期間で遊漁をしようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表の料金を特設釣り場遊漁証取扱所において納付する。なお期間の欄の1日とは、納付日の8時から16時までとする。

魚種	期間	区分	遊漁料
ニジマス	1日	中学生の者	無料
		高校生の者	500円
		【省略】	【省略】

第八条の三 【省略】

2 前項の区域及び期間で遊漁をしようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表の料金を特設釣り場遊漁証取扱所において納付する。なお期間の欄の1日とは、納付日の8時から16時までとする。

魚種	期間	区分	遊漁料
ニジマス	1日	中学生の者	無料
		高校生の者	500円
		【省略】	【省略】

第八条の二 【省略】

2 前項の区域及び期間で遊漁をしようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表の料金を特設釣り場遊漁証取扱所において納付する。なお期間の欄の1日とは、納付日の8時から16時までとする。

魚種	期間	区分	遊漁料
ニジマス	1日	【新規】	【新規】
		中学生以下の者	500円
		【省略】	【省略】

第八条の三 【省略】

2 前項の区域及び期間で遊漁をしようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表の料金を特設釣り場遊漁証取扱所において納付する。なお期間の欄の1日とは、納付日の8時から16時までとする。

魚種	期間	区分	遊漁料
ニジマス	1日	【新規】	【新規】
		中学生以下の者	500円
		【省略】	【省略】

3 群馬漁業協同組合

1 群馬漁業協同組合遊漁規則の主な変更内容

(1) 第四条の変更（漁具・漁法の制限）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- ① 「オランダ釣り」および「毛針釣」における期間の見直し
- ② 「ドブ釣」における区域の見直し
- ③ 「ころがし」および「投網」における区域の見直し

イ 変更理由

- ① 制限する期間を延ばし、乱獲により水産資源の急激な減少を防ぐため
- ② 投網の制限区域と統一し、釣り人の混乱を防ぐため
- ③ 制限する区域を広げることで、乱獲により水産資源の急激な減少を防ぐため

(2) 第八条の変更（遊漁料の額及び納付方法）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- ① 投網・かすみ網を使用できる期間1日の遊漁証の廃止
- ② 中学生を対象とする遊漁料金の見直し

イ 変更理由

- ① 利用実態がほとんどないため
- ② 中学生料金を無料とすることで、新規の参入を促進するため

(3) 第九条の変更（特設釣り場に関する事項）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- ① 期間の見直し

イ 変更理由

- ① 特設釣り場の期間を延ばし、冬期釣り場の利用者を増やすため

(3) 第十条の変更（遊漁承認証に関する事項）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- ① 遊漁証記載事項に「年齢」を追加

イ 変更理由

- ① 遊漁証の貸与を防ぐため

群馬漁業協同組合遊漁規則の変更（案） 新旧対照表

変更（案）				現行			
(漁具・漁法の制限)				(漁具・漁法の制限)			
第四条 【省略】				第四条 【省略】			
2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法は、イ欄の魚をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁してはならない。				2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法は、イ欄の魚をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁してはならない。			
ア 漁具・漁法	イ 魚種	ウ 区域	エ 期間	ア 漁具・漁法	イ 魚種	ウ 区域	エ 期間
オランダ釣	全魚種	・群馬漁協が管理する利根川本支流	1月1日から 12月31日まで	オランダ釣	全魚種	・群馬漁協が管理する利根川本支流	1月1日から 9月4日まで
毛針釣 (フライ・テンカラ釣を除く)	全魚種	・新坂東橋下流端から中央大橋下流端までの利根川（以下「友釣専用区」という。） ・幸塚大橋上流端から石関橋下流端までの桃ノ木川	3月1日 から 9月20日まで	毛針釣 (フライ・テンカラ釣を除く)	全魚種	・新坂東橋下流端から中央大橋下流端までの利根川（以下「友釣専用区」という。） ・幸塚大橋上流端から石関橋下流端までの桃ノ木川	4月21日 から 9月20日まで
ドブ釣	ア ユ	利根橋 から福島橋下流端までの利根川	11月1日から 翌年8月9日まで	ドブ釣	ア ユ	昭和大橋 から福島橋下流端までの利根川	11月1日から 翌年8月9日まで
ころがし	全魚種	・友釣専用区 ・ 桃ノ木川	1月1日から 12月31日まで	ころがし	全魚種	・友釣専用区 ・ 幸塚大橋上流端から石関橋下流端までの桃木川	1月1日から 12月31日まで

		<ul style="list-style-type: none"> ・吉岡川 ・午王頭川 				<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】 ・【新規】 	
	ア ユ	<ul style="list-style-type: none"> ・利根橋から福島橋下流端までの利根川 	11月1日から 翌年8月9日まで		ア ユ	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和大橋から福島橋下流端までの利根川 	11月1日から 翌年8月9日まで
		<ul style="list-style-type: none"> ・坂東大堰下流端から利根橋までの利根川(友釣り専用区を除く) 	11月1日から 翌年組合が定める 日時まで			<ul style="list-style-type: none"> ・坂東大堰下流端から昭和大橋までの利根川(友釣り専用区を除く) 	11月1日から 翌年組合が定める 日時まで
投 網	全 魚 種	<ul style="list-style-type: none"> ・友釣り専用区 ・大川橋(大胡町上町地先)下流端から上流の荒砥川 ・【削除】桃ノ木川 	1月1日から 12月31日まで		全 魚 種	<ul style="list-style-type: none"> ・友釣り専用区 ・大川橋(大胡町上町地先)下流端から上流の荒砥川 ・藤山堰、長磯堰、兵藤堰、筑井堰並びに養庵堰の各堰堤の堰堤上流200mから堰堤下流100mの間 の桃ノ木川 	1月1日から 12月31日まで
		<ul style="list-style-type: none"> ・吉岡川 ・午王頭川 				<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】 ・【新規】 	
		【削除】	【削除】			<ul style="list-style-type: none"> ・幸塚大橋上流端から石関橋下流端までの 桃木ノ川 	11月1日から翌 年9月15日まで

		【省略】	【省略】
【省略】	【省略】	【省略】	【省略】

(遊漁料の額及び納付方法)

第八条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊**【削除】**漁承認証取扱所（以下「遊漁証取扱所」という。）又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときは次の表のとおりとする。ただし、期間1年の遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）は発行日から4月30日までに納付するものとし、それ以外の期間に納付するときは500円を加算した額とする。また、期間1日の遊漁料を第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種の場合は2,000円、アユを除く魚種の場合は1,500円を加算した額とする。なお、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
全魚種	徒手採捕	1日	2,000円
		1年	11,000円
	同上 投網 すくい網	【削除】	【削除】
		1年	14,000円
アユを除く魚種	【省略】	【省略】	【省略】

		【省略】	【省略】
【省略】	【省略】	【省略】	【省略】

(遊漁料の額及び納付方法)

第八条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊**x**漁承認証取扱所（以下「遊漁証取扱所」という。）又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときは次の表のとおりとする。ただし、期間1年の遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）は発行日から4月30日までに納付するものとし、それ以外の期間に納付するときは500円を加算した額とする。また、期間1日の遊漁料を第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種の場合は2,000円、アユを除く魚種の場合は1,500円を加算した額とする。なお、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
全魚種	徒手採捕	1日	2,000円
		1年	11,000円
	同上 投網 すくい網	<u>1日</u>	4,000円
		1年	14,000円
アユを除く魚種	【省略】	【省略】	【省略】

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
中学生	アユを除く魚種	徒手採捕 手釣・竿釣 置針・やす	1年	無料
	全魚種	同上	1年	2,000円
【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】

(特設釣り場に関する事項)

第九条 組合は、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中を特設釣り場と定め、遊漁者はウ欄の漁具・漁法でのみ遊漁を行うことができる。ただし、採捕した魚は所持し又は販売を行う事はできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 漁具
坂東大堰下流端から 群馬大橋下流端まで の組合が定める区域	10月1日から翌年 2月 末日 までの組合が定める日まで	竿釣り (エサ釣 ルアー釣 フライ釣 テンカラ釣) (1人につき1本)

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
中学生	アユを除く魚種	徒手採捕 手釣・竿釣 置針・やす	1年	300円
	全魚種	同上	1年	2,000円
【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】

(特設釣り場に関する事項)

第九条 組合は、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中を特設釣り場と定め、遊漁者はウ欄の漁具・漁法でのみ遊漁を行うことができる。ただし、採捕した魚は所持し又は販売を行う事はできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 漁具
坂東大堰下流端から 群馬大橋下流端まで の組合が定める区域	10月1日から翌年 12月 末日 までの組合が定める日まで	竿釣り (エサ釣 ルアー釣 フライ釣 テンカラ釣) (1人につき1本)

第九条の二 組合は、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中を特設釣り場と定め、遊漁者はウ欄の漁具・漁法でのみ遊漁を行うことができる。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 漁 具
坂東大堰下流端から 群馬大橋下流端まで の組合が定める区域	第九 <u>条</u> 第1項で組合の定める 日の翌日から <u>2月末日まで</u>	竿釣り (エサ釣 ルアー釣 フライ釣 テンカラ釣) (1人につき1本)

(遊漁承認証に関する事項)

第十条 組合は、第二条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁証（オンラインシステムにより発行されたものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所、年齢および顔写真（ただし、期間を1年とする遊漁証に限る）

【省略】

第九条の二 組合は、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中を特設釣り場と定め、遊漁者はウ欄の漁具・漁法でのみ遊漁を行うことができる。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 漁 具
坂東大堰下流端から 群馬大橋下流端まで の組合が定める区域	第九【 <u>新規</u> 】第1項で組合の定 める日の翌日から <u>12月末日</u> <u>まで</u>	竿釣り (エサ釣 ルアー釣 フライ釣 テンカラ釣) (1人につき1本)

(遊漁承認証に関する事項)

第十条 組合は、第二条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁証（オンラインシステムにより発行されたものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所、【新規】および顔写真（ただし、期間を1年とする遊漁証に限る）

【省略】

群馬漁業協同組合管内 遊漁証取扱所

別表 1

No.	年券	日釣	名 称	所 在 地	電話番号
【省略】					
9	◎		上州屋 新 太田店	<u>太田市西矢島町 622-1</u>	<u>0276-45-4130</u>
10	◎		上州屋 伊勢崎店	伊勢崎市 <u>宮子町 3635-14</u>	0270-21-3308
【省略】					
<u>25</u>		◎	<u>セブンチケット</u> <u>全国のセブンイレブン店舗</u>	<u>(株)セブンドリーム・ド</u> <u>ットコム</u> <u>東京都千代田区二番町 8-8</u>	<u>03-6283-3695</u>

4 上州漁業協同組合

1 上州漁業協同組合遊漁規則の主な変更内容

(1) 第四条の変更（漁具・漁法の制限）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- ① 「釜」および「置針」における規模の見直し
- ② 投網を用いた遊漁の区域と期間の見直し
- ③ 引掛、ころがし、オランダ釣りの遊漁期間の見直し
- ④ 疑似おとり使用の友釣り遊漁の区域と期間の見直し

イ 変更理由

- ① ウナギの資源保護を図るため
- ② 実態に即した修正を行うため
- ③ アユの漁期を延ばすことで、遊漁者の増加を図るため
- ④ 下流域では水温上昇により、早期にオトリ店が閉店するため

(2) 第六条の変更（キャッチアンドリリース区間の設置）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- ① 漁具・漁法の制限の見直し

イ 変更理由

- ① シングルフックの複数本使用を禁止し、魚をむやみに傷つけないようにするため

(2) 第十条の変更（遊漁承認証に関する事項）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- ① 中学生および高校生における遊漁証の記載内容の見直し

イ 変更理由

- ① 学生防犯のため

上州漁業協同組合遊漁規則の変更（案） 新旧対照表

変更（案）				現行			
(漁具・漁法の制限)				(漁具・漁法の制限)			
第四条 遊漁に用いる漁具・漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。				第四条 遊漁に用いる漁具・漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。			
漁具・漁法				漁具・漁法			
【省略】	【省略】			【省略】	【省略】		
罟	1人につき 30統以下 ・口径15cm以下 長さ100cm以下 で組合が許可したもの			罟	1人につき 50統以下 ・口径15cm以下 長さ100cm以下 で組合が許可したもの		
置針	1人につき 100本以下			置針	1人につき 200本以下		
【省略】	【省略】			【省略】	【省略】		
2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法は、イ欄の魚種をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁してはならない。				2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法は、イ欄の魚種をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁してはならない。			
ア 漁具・漁法	イ 魚種	ウ 区域	エ 期間	ア 漁具・漁法	イ 魚種	ウ 区域	エ 期間
【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】
投網	全魚種	里見発電所放水口から下流の上州漁協が管理する烏川及び栄橋から下流の榛名白川、中橋から鼻高橋までの間と中乗橋から下流の碓氷川、下小阪	3月26日から9月1日午前8時まで	投網	全魚種	里見発電所放水口から下流の上州漁協が管理する烏川及び栄橋から下流の榛名白川、中橋から鼻高橋までの間と中乗橋から下流の碓氷川、下小阪	3月26日から9月1日午前8時まで

	大橋から下流の上州漁協が管理する鎗川、鎗川農業用水取水口から下流の南牧川、 小沢橋から下流の高田川、星川 (上記水域を以下「鮎投網解禁区域」という。)			大橋から下流の上州漁協が管理する鎗川、鎗川農業用水取水口から下流の南牧川、 【新設】 (上記水域を以下「鮎投網解禁区域」という。)	
全魚種	鮎投網解禁区域	12月1日から翌年2月末まで		【新設】	【新設】
全魚種	久保井土堰堤から中橋までの碓氷川(上記水域を以下「友釣り専用区」という。)	3月26日から10月1日午前8時まで		全魚種	久保井土堰堤から中橋までの碓氷川(上記水域を以下「友釣り専用区」という。)
全魚種	友釣り専用区	12月1日から翌年2月末まで		【新設】	【新設】
全魚種	里見発電所放水口から上流の烏川本流及び烏川各支流(栄橋から下流の榛名白川、碓氷川を除く)、上州漁協が管理する井野川本支流、中乗橋から鼻高橋の間及び久保井戸堰堤から上流の碓氷川本流、碓	1月1日から12月31日まで		全魚種	里見発電所放水口から上流の烏川本流及び烏川各支流(栄橋から下流の榛名白川、碓氷川を除く)、上州漁協が管理する井野川本支流、中乗橋から鼻高橋の間及び久保井戸堰堤から上流の碓氷川本流、碓

		<p>氷川各支流、碓氷湖、妙義湖、霧積湖、下小阪大橋から上流の西牧川本流、上州漁協が管理する鏑川及び西牧川の各支流（高田川・星川を除く）、鏑川農業用水取水口から上流の南牧川本流、南牧川各支流、馬庭堰取水口堰堤上流 50mから下流 100mまでの鏑川、小沢橋から明戸橋間の高田川、大塩湖、東谷川ダム、野上ダム</p> <p>（上記水域を以下「投網通年禁止区域」という。）</p>				<p>氷川各支流、碓氷湖、妙義湖、霧積湖、下小阪大橋から上流の西牧川本流、上州漁協が管理する鏑川及び西牧川の各支流（高田川・星川を除く）、鏑川農業用水取水口から上流の南牧川本流、南牧川各支流、馬庭堰取水口堰堤上流 50mから下流 100mまでの鏑川、小沢橋から明戸橋間の高田川、大塩湖、東谷川ダム、野上ダム</p> <p>（上記水域を以下「投網通年禁止区域」という。）</p>	
	<p>【削除】</p>	<p>【削除】</p>	<p>【削除】</p>		<p><u>全魚種</u></p>	<p><u>里見発電所放水口から下流の上州漁協が管理する烏川、久保井戸堰堤から鼻高橋の間及び中乗橋から下流の碓氷川、東部大橋から上流の鏑川（西牧川）及び南牧川</u></p>	<p><u>12月1日から翌年2月末日まで</u></p>

引掛 ころがし オランダ釣 【削除】	全魚種	投網通年禁止区域	1月1日から12月31日まで	引掛 ころがし オランダ釣 疑似おとり使用 の友釣	全魚種	投網通年禁止区域	1月1日から12月31日まで
		鮎投網解禁区域	12月1日から9月1日午前8時まで			鮎投網解禁区域	11月1日から9月1日午前8時まで
		友釣専用区	12月1日から翌年10月1日午前8時まで			友釣専用区	11月1日から翌年10月1日午前8時まで
疑似おとり使用 の友釣り	全魚種	聖石橋から下流の上州漁協が管理する烏川、宿矢橋から下流の上州漁協が管理する井野川	12月1日から翌年8月1日午前8時まで	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
		里見発電所放水口から聖石橋までの間の烏川、栄橋から下流橋の榛名白川、中橋から下流端の間の碓氷川、下小阪大橋から下流の上州漁協が管理する鑓川、鑓川農業用水取水口から下流の南牧川、小沢橋から下流の高田川、星川	12月1日から翌年9月1日午前8時まで			【新設】	【新設】

		<u>友釣専用区</u>	<u>12月1日</u> <u>から翌年1</u> <u>0月1日午</u> <u>前8時まで</u>			<u>【新設】</u>	<u>【新設】</u>
		<u>宿矢橋から下流の上州漁協が</u> <u>管理する井野川を除く投網通</u> <u>年禁止区域</u>	<u>1月1日か</u> <u>ら12月3</u> <u>1日まで</u>			<u>【新設】</u>	<u>【新設】</u>

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第六条 【省略】

2 前項の区間において、組合が別に定める方法により遊漁しなければならない。釣り針を使用する場合、1本針を1本(シングルフックを1本)かつバールレスフック(返しのない針又は返しを潰した針)を使用しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第十条 組合は、第二条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(以下「遊漁証」という。オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所および顔写真

(ただし、期間を1年とする遊漁証に限る。なお、中学生および高校生のアユを除く魚種を対象とする遊漁証は氏名のみの記載とする。)

【省略】

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第六条 【省略】

2 前項の区間において、組合が別に定める方法により遊漁しなければならない。釣り針を使用する場合、シングルフック(1本針)かつバールレスフック(返しのない針又は返しを潰した針)を使用しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第十条 組合は、第二条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(以下「遊漁証」という。オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所および顔写真

(ただし、期間を1年とする遊漁証に限る。【新設】)

【省略】

5 烏川漁業協同組合

1 烏川漁業協同組合遊漁規則の主な変更内容

(1) 第二条第2項、第八条、第十条、第十一条の変更

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- ① 電子遊漁券導入に伴う遊漁規則の見直し

イ 変更理由

- ① FISH PASS による遊漁証の販売を開始するため

(2) 第八条の変更（遊漁料の額及び納付方法）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- ① 中学生を対象とする遊漁料金の見直し

イ 変更理由

- ① 中学生料金を無料とすることで、新規の参入を促進するため

鳥川漁業協同組合遊漁規則の変更（案） 新旧対照表

変 更（案）	現 行
<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第二条 【省略】</p> <p>2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭又は組合が指定するオンラインシステムで、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又は組合が指定するオンラインシステムにより申請しなければならない。</p>	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第二条 【省略】</p> <p>2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭【新規】で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出【新規】しなければならない。</p>
<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第八条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁承認証取扱所（以下「遊漁証取扱所」という。）又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときは次の表のとおりとし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種の場合は1,300円、アユ、ヤマメ・サクラマス・イワナを除く魚種の場合は700円を加算した額とする。なお、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第八条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁承認証取扱所（以下「遊漁証取扱所」という。）【新規】において納付するときは次の表のとおりとし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種の場合は1,300円、アユ、ヤマメ・サクラマス・イワナを除く魚種の場合は700円を加算した額とする。なお、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとする。</p> <p>【省略】</p>

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
中学生	アユを除く魚種	徒手採捕 手釣・竿釣 すくい網	1年	無料
【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】

3 遊漁料は、別表に掲げる遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第十条 組合は、第二条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁証」という。オンラインシステムによる発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

【省略】

2 遊漁証の交付は、別表の遊漁証取扱所、特設釣り場遊漁証取扱所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
中学生	アユを除く魚種	徒手採捕 手釣・竿釣 すくい網	1年	300円
【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】

3 遊漁料は、別表に掲げる遊漁証取扱所【新規】において納付しなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第十条 組合は、第二条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁証」という。【新規】）を遊漁者に交付するものとする。

【省略】

2 遊漁証の交付は、別表の遊漁証取扱所、特設釣り場遊漁証取扱所、【新規】又は漁場監視員において行うものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第十一条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムにより発行された遊漁証を使用する場合は、遊漁開始前に遊漁料を納付し、遊漁中はオンラインシステムを通じて遊漁者の位置情報等が組合に提供されている状態で携帯しなければならない。ただし、電波が届かない等のやむを得ない場合又は漁場監視員の要求があった場合は、オンラインシステムで遊漁料を納付した情報が分かる印刷物又はオンラインシステムの画面等を提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第十一条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。【新規】

別表 遊漁証取扱所

組合が指定するオンラインシステムの追加

名称	所在	電話番号	備考
FISH PASS	福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-16	0776-67-7335	年・日

6 南甘漁業協同組合

1 南甘漁業協同組合遊漁規則の主な変更内容

(1) 第八条の変更（遊漁料の額及び納付方法）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- ① 全魚種1日券の増額
- ② ①に伴う現場加算金の見直し

イ 変更理由

- ① 放流種苗費の高騰に対応するため
- ② 同上

南甘漁業協同組合遊漁規則の変更（案） 新旧対照表

変 更（案）				現 行			
（遊漁料の額及び納付方法）				（遊漁料の額及び納付方法）			
<p>第八条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁承認証取扱所（以下「遊漁証取扱所」という。）において納付するときは次の表のとおりとし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種は<u>3,000円</u>を、アユを除く魚種は1,500円を加算した額とする。なお、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとする。</p>				<p>第八条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁承認証取扱所（以下「遊漁証取扱所」という。）において納付するときは次の表のとおりとし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種は<u>2,500円</u>を、アユを除く魚種は1,500円を加算した額とする。なお、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとする。</p>			
魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料	魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
全魚種	徒手採捕	1日	<u>3,000円</u>	全魚種	徒手採捕	1日	<u>2,500円</u>
	手釣・竿釣 やす	1年	12,000円		手釣・竿釣 やす	1年	12,000円
アユを除く魚種	徒手採捕	1日	1,500円	アユを除く魚種	徒手採捕	1日	1,500円
	手 釣 竿 釣	1年	7,000円		手 釣 竿 釣	1年	7,000円

別表 遊漁証取扱所

遊漁証取扱所の削除

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
野村鑑札販売所	〃 〃 大字神ヶ原 541-1	0274(58)2324	-

7 上野村漁業協同組合

1 上野村漁業協同組合遊漁規則の主な変更内容

(1) 第九条の変更（遊漁料の額及び納付方法）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- ① 中学生を対象とする遊漁料金の見直し

イ 変更理由

- ① 中学生用の遊漁証代高騰に対応するため

(2) 第十条の変更（特設釣り場に関する事項）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- ① 中学生を対象とする遊漁料金の見直し

- ② 漁具・漁法の制限の見直し

イ 変更理由

- ① 中学生用の遊漁証代高騰に対応するため

- ② シングルフックの複数本使用を禁止し、魚をむやみに傷つけないようにするため

(3) 第十一条の変更（遊漁承認証に関する事項）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- ① 中学生における遊漁証の記載内容の見直し

イ 変更理由

- ① 学生防犯のため

上野村漁業協同組合遊漁規則の変更（案） 新旧対照表

変 更（案）					現 行				
(遊漁料の額及び納付方法)					(遊漁料の額及び納付方法)				
第九条 【省略】 2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次の表の相当欄のとおりとする。					第九条 【省略】 2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次の表の相当欄のとおりとする。				
遊漁者の種類	遊漁対象水産動物	漁具漁法	期 間	遊 漁 料	遊漁者の種類	遊漁対象水産動物	漁具漁法	期 間	遊 漁 料
中 学 生	<u>全魚種</u>	徒手採捕 竿 釣	1 年	<u>500円</u>	中 学 生	<u>アユを除く魚種</u>	徒手採捕 竿 釣	1 年	<u>300円</u>
【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	【省略】
注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。					注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。				
(特設釣り場に関する事項)					(特設釣り場に関する事項)				
第十条 【省略】 3 第1項の区域及び期間で遊漁しようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。なお期間の欄の1日とは、9月21日から10月末日までにおいては納付日の9時から17時まで、11月1日から11月末日までにおいては納付日の9時から16時30分まで、12月1日から翌2月末日までは納付日の9時から16時までとする。					第十条 【省略】 3 第1項の区域及び期間で遊漁しようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。なお期間の欄の1日とは、9月21日から10月末日までにおいては納付日の9時から17時まで、11月1日から11月末日までにおいては納付日の9時から16時30分まで、12月1日から翌2月末日までは納付日の9時から16時までとする。				

魚種	期間	区分	遊漁料
マス	1日	中学生	500円
		日券(女性)	2,000円
		上野村漁業協同組合が発行する期間 1年の遊漁証保有者	2,000円
		同上(女性)	1,500円
		上記以外の者	3,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

- 4 第1項の区域及び期間において遊漁する際は、**シングルフックを1本(1本針を1本)**かつバーブレスフック(返しのない針又は返しを潰した針)を使用しなければならない。

第十条の二 【省略】

- 3 第1項の区域及び期間で遊漁をしようとする者は、第九条各項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。なお期間の欄の1日とは納付日の9時から17時までとする。

魚種	期間	区分	遊漁料
ヤマメ サクラマス イワナ	1日	中学生	500円
		日券(女性)	3,500円
		上野村漁業協同組合が発行する期間 1年の遊漁証保有者	3,000円

魚種	期間	区分	遊漁料
マス	1日	中学生	300円
		日券(女性)	2,000円
		上野村漁業協同組合が発行する期間 1年の遊漁証保有者	2,000円
		同上(女性)	1,500円
		上記以外の者	3,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

- 4 第1項の区域及び期間において遊漁する際は、**シングルフック(1本針)**かつバーブレスフック(返しのない針又は返しを潰した針)を使用しなければならない。

第十条の二 【省略】

- 3 第1項の区域及び期間で遊漁をしようとする者は、第九条各項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。なお期間の欄の1日とは納付日の9時から17時までとする。

魚種	期間	区分	遊漁料
ヤマメ サクラマス イワナ	1日	中学生	300円
		日券(女性)	3,500円
		上野村漁業協同組合が発行する期間 1年の遊漁証保有者	3,000円

	同上（女性）	2,500円
	上記以外の者	4,000円

4 第1項の区域及び期間において遊漁する際は、**シングルフックを1本（1本針を1本）**かつバーブレスフック（返しのない針又は返しを潰した針）を使用しなければならない。

第十条の三 【省略】

<川の駅特設釣り場>

2 【省略】

3 第1項の区域及び期間で遊漁しようとする者は、**第九**条各項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。なお、期間の欄の1日とは納付日の9時から17時までとする。

魚種	期間	区分	遊漁料
ヤマメ サクラマス イワナ マス	1日	中学生	500円
		日券（女性）	3,500円
		上野村漁業協同組合が発行する期間1年の遊漁証保有者	3,000円
		同上（女性）	2,500円
		上記以外の者	4,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

	同上（女性）	2,500円
	上記以外の者	4,000円

4 第1項の区域及び期間において遊漁する際は、**シングルフック（1本針）**かつバーブレスフック（返しのない針又は返しを潰した針）を使用しなければならない。

第十条の三 【省略】

<川の駅特設釣り場>

2 【省略】

3 第1項の区域及び期間で遊漁しようとする者は、**前**条各項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。なお、期間の欄の1日とは納付日の9時から17時までとする。

魚種	期間	区分	遊漁料
ヤマメ サクラマス イワナ マス	1日	中学生	300円
		日券（女性）	3,500円
		上野村漁業協同組合が発行する期間1年の遊漁証保有者	3,000円
		同上（女性）	2,500円
		上記以外の者	4,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

4 第1項の区域及び期間において遊漁する際は、**シングルフックを1本(1本針を1本)**かつバーブレスフック（返しのない針又は返しを潰した針）を使用しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第十一条 組合は、第二条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁証」という。オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所および顔写真

(ただし、期間を1年とする遊漁証に限る。**なお、中学生を対象とする遊漁証は氏名のみ記載とする。**)

(2) 承認期間

(3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類

(4) 発行者名

(5) その他参考となるべき事項

4 第1項の区域及び期間において遊漁する際は、**シングルフック(1本針)**かつバーブレスフック（返しのない針又は返しを潰した針）を使用しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第十一条 組合は、第二条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁証」という。オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所および顔写真

(ただし、期間を1年とする遊漁証に限る**が、オンラインシステムは除く。**)

(2) 承認期間

(3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類

(4) 発行者名

(5) その他参考となるべき事項

別表 遊漁証取扱所

遊漁証取り扱い所の削除

名称	所在	電話番号	備考
高野らく	上野村乙父 599-2	0274-59-2620	〃
上州屋 前橋店	前橋市三俣町1丁目 43-10	0272-21-9731	〃

8 両毛漁業協同組合

1 両毛漁業協同組合遊漁規則の主な変更内容

(1) 第九条の変更（遊漁料の額及び納付方法）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- ① アユを除く魚種の漁具・漁法から「置針」を除く
- ② 遊漁料金の見直し

イ 変更理由

- ① 対象となるウナギ種苗の単価が高騰しており、高額的全魚種の遊漁料金のみ対象としたいため
- ② 放流種苗費等の高騰のため

(2) 第十条の変更（特設釣り場に関する事項）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- ① 遊漁料金の見直し

イ 変更理由

- ① 放流種苗費等の高騰のため

両毛漁業協同組合遊漁規則の変更（案） 新旧対照表

変更（案）				現行			
(遊漁料及び納付方法)				(遊漁料及び納付方法)			
第九条 【省略】				第九条 【省略】			
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
全魚種	徒手採捕、 手釣、竿釣 たも網、置針（た だし、期間1年に 限る。）	1日	2,000円	全魚種	徒手採捕、 手釣、竿釣 たも網、置針（た だし、期間1年に 限る。）	1日	2,000円
		1年	12,000円			1年	11,000円
全魚種	同上 投網	1日	4,000円	全魚種	同上 投網	1日	4,000円
		1年	16,000円			1年	14,000円
アユを除く魚種	徒手採捕、 手釣、竿釣 たも網【削除】	1日	1,500円	アユを除く魚種	徒手採捕、 手釣、竿釣 たも網、置針（た だし、期間1年に 限る。）	1日	1,500円
		1年	9,000円			1年	8,000円
注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。				注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。			

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は第1項の規定にかかわらず、次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
中学生	アユを除く魚種	徒手採捕、 手釣、竿釣、 たも網	1年	300円
	全魚種	同上	1年	2,000円
高校生	全魚種	徒手採捕、 手釣、竿釣、 たも網	1年	4,000円
組合地区及び県内 居住者で4級以上 の肢体不自由者	アユを除く魚種	徒手採捕、 手釣、竿釣、 たも網	1年	<u>4,500円</u>
	全魚種	徒手採捕、 手釣、竿釣、 たも網	1年	<u>6,000円</u>

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は第1項の規定にかかわらず、次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
中学生	アユを除く魚種	徒手採捕、 手釣、竿釣、 たも網	1年	300円
	全魚種	同上	1年	2,000円
高校生	全魚種	徒手採捕、 手釣、竿釣、 たも網	1年	4,000円
組合地区及び県内 居住者で4級以上 の肢体不自由者	アユを除く魚種	徒手採捕、 手釣、竿釣、 たも網	1年	<u>4,000円</u>
	全魚種	徒手採捕、 手釣、竿釣、 たも網	1年	<u>5,500円</u>

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

(特設釣り場に関する事項)

第十条 【省略】

2 第1項の区域及び期間で遊漁をしようとする者は、前条各号の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するものとする。なお、期間1年の遊漁料は、遊漁証発行日から4月30日までに納付するものとし、それ以外の期間に納付するときは、次の表の遊漁料に500円を加算した額とする(ただし、中学生、高校生、組合地区及び県内居住者で4級以上の肢体不自由者を除く)。

また、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において1,500円を加算した額を漁場監視員に納付することができる。なお、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとする。

魚種	期間	区分	遊漁料
マス	1日	遊漁者	1,500円
ヤマメ	1年	第九条第1項において両毛漁業協同組合が発行する期間1年の遊漁証を保有する者	9,000円
イワナ		上記以外の者	9,500円
サクラマス		第九条第2項において両毛漁業協同組合が発行する全魚種期間1年の遊漁証を保有する中学生	無料
コイ		上記以外の中学生	2,000円
フナ			
ウグイ			
オイカワ			
ウナギ			
ワカサギ			
カジカ			

(特設釣り場に関する事項)

第十条 【省略】

2 第1項の区域及び期間で遊漁をしようとする者は、前条各号の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するものとする。なお、期間1年の遊漁料は、遊漁証発行日から4月30日までに納付するものとし、それ以外の期間に納付するときは、次の表の遊漁料に500円を加算した額とする(ただし、中学生、高校生、組合地区及び県内居住者で4級以上の肢体不自由者を除く)。

また、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において1,500円を加算した額を漁場監視員に納付することができる。なお、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとする。

魚種	期間	区分	遊漁料
マス	1日	遊漁者	1,500円
ヤマメ	1年	第九条第1項において両毛漁業協同組合が発行する期間1年の遊漁証を保有する者	8,000円
イワナ		上記以外の者	8,500円
サクラマス		第九条第2項において両毛漁業協同組合が発行する全魚種期間1年の遊漁証を保有する中学生	無料
コイ		上記以外の中学生	2,000円
フナ			
ウグイ			
オイカワ			
ウナギ			
ワカサギ			
カジカ			

	第九条第2項において両毛漁業協同組合が発行する全魚種期間1年の遊漁証を保有する高校生	無料		第九条第2項において両毛漁業協同組合が発行する全魚種期間1年の遊漁証を保有する高校生	無料
	上記以外の高校生	4,000円		上記以外の高校生	4,000円
	組合地区及び県内居住者で4級以上の肢体不自由者	5,000円		組合地区及び県内居住者で4級以上の肢体不自由者	4,250円
注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。			注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。		

別表 遊漁証取扱所

遊漁証取扱所及び特設釣り場遊漁証取扱所の追加

名称	所在	電話	備考
セブンチケット 全国のセブンイレブン店舗	(株)セブンドリーム・ドットコム 東京都千代田区二番町 8-8	03-6238-3695	日、特日
SUMI TERRACE 水沼	桐生市黒保根町八木原宮原 579-1	0277-46-6557	日、特日、学

遊漁証取扱所及び特設釣り場遊漁証取扱所の削除

名称	所在	電話	備考
木村屋釣具店	太田市市場町 1056-10	0284-73-0434	年・学
上州屋前橋店	前橋市三俣町 1-43-10	027-221-9731	年・特年
亀井潔店	みどり市東町小夜戸 737	0277-97-3552	年・日・特年・特日・学
水沼駅温泉センター	桐生市黒保根町水沼 120-1	0277-96-2500	日